

# 移動はしごからの**転落・墜落災害**を防ぎましょう

当署管内の事業場の労働者が移動はしごを使用して高所に設置している機器を点検する作業中、はしごから転落する死亡災害が発生しており、極めて憂慮すべきです。利便性の高い移動はしごでの作業は危険性も高く転落・墜落災害を中心とした安全対策を徹底する必要があります。

## 移動はしごの安全作業

### こうすれば **安全** 移動はしごを使用する作業

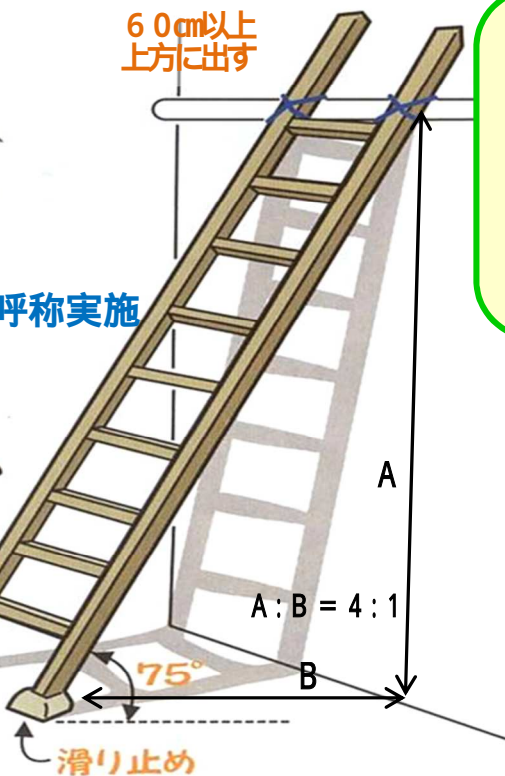
はしごの**上部・下部の固定**状況を確認しているか。  
(固定できない場合、補助者が下で支えているか。)  
足元に、**滑り止め**(**転位防止措置**)をしているか。  
はしごの上端を上端床から**60 cm以上**突出しているか。  
はしごの立て掛け角度は**75度程度**か。

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



**指差呼称実施**  
ヨシ!

保護帽を着用



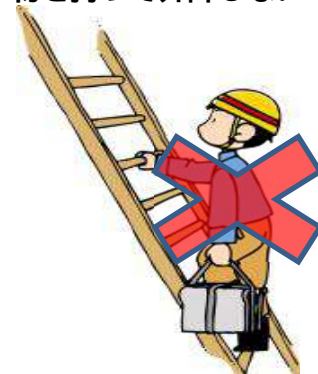
60 cm以上  
上方に出す

### 【安衛則第527条】

移動はしごは次に適合するものでなければ使用してならない。

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30 cm以上
- 4 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するための必要な措置

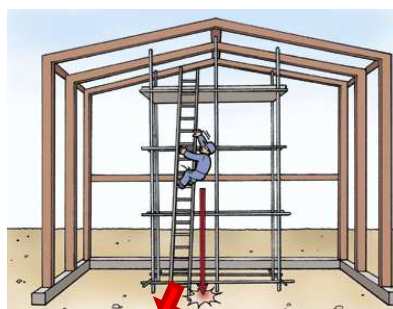
はしごは昇降用であり、物を持って昇降しない



### 典型的な災害事例



- ◆ 建物の庇に掛けた移動はしごが、作業者の動作により、しなり・滑り外れ転落



急角度で立て掛けた2連はしごの脚部が滑動して転落



はしごの上で高所の荷物を抜いた反動によりバランスを崩し転落

図の出典：職場のあんぜんサイト

